

随意契約理由書

本工事は、大阪府警察門真運転免許試験場の非常用発電設備は大規模災害等による停電時・断水時においても警察機能を継続的に維持するための非常用発電機設置に関する国基準を満たしていないことから、非常用発電機の改修を行うものです。

大阪府総務部契約局において一般競争入札（電子入札）により契約手続きを進めて、令和5年7月5日に公告を行い、令和5年8月10日に開札しましたが落札者がなく、令和5年8月21日に再入札の開札を行いましたが落札者がいませんでした。

本来ならば再度公告入札を実施すべきところですが、再度の公告入札に付すことになると、設計・積算の見直し、大阪府総務部契約局による一般競争入札が必要であり、相当な期間を要することから、工事を適正に完了するために必要な工期を確保することができず、令和6年度内の工事完成引渡しが不可能となり、「大規模災害時に警察機能を継続的に維持するための早期の改修」という工事の目的を達成できなくなります。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がないとき）により随意契約を行うものです。

なお、見積依頼業者の選定については、入札に参加した業者3者のうち入札書の提出を行っていた1者と、残る2者が辞退したため入札参加要件を満たす業者に意向調査を行い見積合せへの参加意思のあった1者の計2者としました。

上記2者の参加業者で見積合せを行い、予定価格以下で最低金額の見積を提示した明和電気防災株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により契約締結するものです。